

画面積集権理管營経

この計画に同意する。  
株利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の所有者（甲） 1筆の一部について経営管理権が設定される場合には、当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。  
住 所（同上）

この経営管理権集積計画の定めることにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項により立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取すること。
- (2) 受託者の義務
  - ① 経営管理実施権配分計画が定められた場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。
  - ② 甲は、当該経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受けける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に運営注意義務及び当該経営管理実施権配分計画により定めた報酬を支払う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林  
当該森林にある立木は甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定  
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。また乙はこの公の森林経営管理法施行規則に定められた監督責任のを負う。

- (5) 経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件  
① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が故意その他の不正な手段により経営管理権集積計画を定めさせたことから判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することができないときには、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

- (7) 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

- (8) 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定された経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

- (9) 乙は、（1）、（3）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者と立ち入りらせ、又は当該森林に設置された路網その他の施設

- (10) 乙は、（1）に使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

- (11) 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要なときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。

- (12) 乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

- (13) 乙は、当該森林の立木が第三者あると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行つた場合には第三者が当該立木について除去等を行つた旨の申出がある場合には第三者が当該立木について除去等を行つたことを認めることができる。

- (14) 甲への通知  
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないと見なすことは乙が（経営管理実施権が設定されたときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した額等に係る明細書を通知するものとする。

- (15) 災害等による経営又は管理の不実施  
次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- (16) 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき  
① 災害その他の原因により当該森林への到達が困難となつたとき  
② 路網その他の施設等により当該森林への到達が困難となつたとき  
③ 当該森林の土地が公用又は公益事業の用に供されるとき

- (17) 捜査の妨害  
① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

- (18) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における精算の方法  
② 乙は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは譲渡する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

- (19) 甲の通知及び届出  
① 甲は当該森林に係る権利を移転若しくは譲渡する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知した場合、甲が死亡した場合その他その他の事由を変更した場合、甲が死んでしまった場合、甲が住所又は名稱を変更する必要がある場合は連絡なく乙に申し出るものとする。

- (20) 経営管理実施権配分計画の作成  
① 乙は、甲から当該森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずして経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の一部又は全部に経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理実施権を設定することができる。

- (21) 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理実施権を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求める権利を負う。

- (22) 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に従事する権利を負う。

- (23) 管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

- (24) その他の  
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に定義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

## 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	
口字坡	533の1	325	A	【経営管理実施権が設定される場合】 (1) 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐にかかる経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
口字坡	537の1	325	A	(2) 木材の販売収益の額の算定方法 ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
口字坡	541	325	C	(3) 伐採等に要する経費の算定方法 ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
口字坡	569の1	325	K	○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な鳥取県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
				(4) 留意事項 ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経営管理に要する経費は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残額がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が、上記（3）伐採等に要する経費の算定方法により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
				【経営管理実施権が設定されない場合】 (1) 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
				(2) 留意事項 ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権者が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権者が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座